

三豊市監査委員告示第2号

平成25年度定例監査の結果に関する報告(第1回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年 3月31日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 川北 善伴

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
<p>共通</p>	<p>歳入の調定及び納入の通知について</p> <p>普通公共団体の収入の方法については、地方自治法第231条（歳入の収入の方法）、同法施行令第154条（歳入の調定及び納入の通知）及び三豊市会計規則第14条（歳入の調定）、同規則第17条（納入の通知等）で規定されているとおり、地方交付税等法令で定める歳入及びその性質上納入前に確定できないものを除き、収入するときは、当該歳入の調定行為を行い、納入の通知をしなければならないとされている。</p> <p>調定とは、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する行為すなわち債権の確定であるが、「調定の時期」、「調定額」、「納入の通知の方法」等について事務の簡素化、効率化の中においても条例、規則との整合性がなければならない。</p> <p>こうした前提の上で、次のような適正さを欠く事案が見受けられたので、早急に改善・検討を要する。</p> <p>《一般会計》</p> <p>① 三豊市コミュニティバス使用料 (調定の時期、調定の額)</p> <p>② 三豊市保育所保育料 (調定の時期、調定の額)</p> <p>《介護サービス事業特別会計》</p> <p>サービス収入のうち自己負担金収入及び諸収入の雑入 (調定の時期、調定の額)</p>	<p>《一般会計》</p> <p>① 三豊市コミュニティバス使用料 (調定の時期、調定の額)</p> <p>平成25年度執行分については、従来どおり年度末に変更調定で額の確定を行い、平成26年度以降の収入については、毎翌月に確定額分について調定を起票することで対応します。</p> <p>② 三豊市保育所保育料 (調定の時期、調定の額)</p> <p>保育所保育料については、平成26年度より年度当初一括調定から、毎月調定に変更します。</p> <p>《介護サービス事業特別会計》</p> <p>サービス収入のうち自己負担金収入及び諸収入の雑入 (調定の時期、調定の額)</p> <p>介護サービス事業特別会計のサービス収入のうち自己負担金収入及び諸収入の雑入について、26年度歳入から毎月調定を行います。</p> <p>《浄化槽整備推進事業特別会計》</p> <p>三豊市公営設置浄化槽使用料 (徴収方法の条例との整合性)</p> <p>平成26年度から、公共施設の徴収方法について、条例との整合性を図り、年度当初一括納付から毎月納付に改善します。</p>

	<p>《浄化槽整備推進事業特別会計》 三豊市公営設置浄化槽使用料 (徴収方法の条例との整合性)</p> <p>以下省略</p>	
--	---	--